公益財団法人畜産近代化リース協会

業務方法書実施要領

令和３年４月

公益財団法人畜産近代化リース協会

【編集参考】

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領

< 目　　次 >

|  |  |
| --- | --- |
| [第１章　貸付事業・](#第１章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|  | [第１　貸付施設の種類](#第１)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|  | [第２　貸付けの相手方](#第２)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|  | [第３　特認機械施設及び特認借受者の手続](#第３)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
|  | [第４　貸付期間](#第４)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
|  | [第５　取得価額](#第５)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
|  | [第６　貸付施設に係る債務の履行](#第６)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
|  | [第７　附加貸付料](#第７)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第８　損害保険](#第８)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第９　貸付施設の購入方法](#第９)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１０　検収](#第１０)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１１　貸付申請](#第１１)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１２　売買契約の締結](#第１２)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１３　貸付契約の締結](#第１３)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１４　貸付契約の変更](#第１４)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
|  | [第１５　貸付契約の解約](#第１５)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
|  | [第１６　貸付期間終了後の施設の譲渡等](#第１６)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
|  | [第１７　様式等](#第１７)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
|  | [別記１　貸付施設の購入方法等](#別記１)（第1章第9、第10関係）・・・・・・・・・・・・ | 7 |
|  | 　　　　　　　　別記１（[別紙１　販売業者代理人選任届](#別記１別紙１)）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
|  | 　　　　　　　　別記１（[別紙２　検収調書](#別記１別紙２)）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
|  | 　　　　　　　　別記１（[別紙３　受渡書](#別記１別紙３)）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
|  | [別記２　中古の貸付施設の貸付要件](#別記２)（第1章第1関係）・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
|  | [別記様式第１号　特認協議書](#別記様式第１号)（第1章第3関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
|  | [別記様式第２号　令和　年度貸付申請書](#別記様式第２号)（第1章第11関係）・・・・・・・・・ | 14 |
|  | [別記様式第３号　売買契約書](#別記様式第３号)（第1章第12関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
|  | 　　　　　　　　　　　 売買契約書（[明細書](#明細書)）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
|  | [別記様式第４号　貸付契約書](#別記様式第４号)（第1章第13関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
|  | 　　　　　　　　　　　貸付契約書（[別表１](#別表１)、[別表２](#別表２)、[別表２-②](#別表２－②)）・・・・・・・・・・・・ | 29 |
|  | [別記様式第５号　変更協議書](#別記様式第５号)（第1章第14関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
|  | [別記様式第６号　解約協議書](#別記様式第６号)（第1章第15関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| [第２章　助成事業](#第２章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| [第３章　調査研究事業](#第３章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領

|  |  |
| --- | --- |
| 制定： | 昭和50年 8月 6日 |
| 最終改正： | 令和 3年 3月15日 |

この業務方法書実施要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が実施する事業について、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）により委任された事項その他業務方法書を運用するために必要な事項を定めるものとする。

第１章　貸付事業

第１　貸付施設の種類

業務方法書第3条第2項の貸付施設の種類は、次に掲げるものとし、同条第3項ただし書により貸し付ける中古の貸付施設の種類は、１から９までに掲げるもの（[別記２](#別記２)に適合するものに限る。）とする。

１　草地造成用機械施設

　　草地造成のための機械施設

２　自給飼料生産利用機械施設

　　自給飼料の生産利用のための機械施設

３　生乳生産合理化施設

　　生乳の生産合理化のための次の機械施設

(1)　搾乳施設

(2)　生乳冷却貯蔵施設

(3)　生乳成分分析機等生乳の検査のための機械施設

４　精液保管等施設

　　精液又は受精卵の保管又は輸送をするための機械施設

５　畜舎環境改善機械施設

　　畜舎等の飼養環境及び家畜の保健衛生の改善のための機械施設

６　中小家畜管理機械施設

　　中小家畜の飼養管理のための機械施設

７　家畜市場機械施設

　　家畜市場の運営のための機械施設

８　食肉食鶏処理流通施設

　　食肉食鶏の処理、加工又は流通のための機械施設

９　鶏卵又は生乳処理流通施設

　　鶏卵又は生乳の処理、加工又は流通のための機械施設（３の機械施設に属するものを除く。）

10　乗馬施設

　　乗馬普及のための乗鞍、馬運車、移動厩舎その他理事長が必要と認めるもの

11　地方競馬用施設

　　地方競馬の用に供する機械等であって、理事長が別に定めるもの

12　特認機械施設

　　1から11までの貸付施設のほか、畜産の振興に資するための機械・施設等であって、理事長が特に必要と認めるもの

第２　貸付けの相手方

業務方法書第4条の貸付施設の種類ごとの貸付けの相手方（以下「借受者」という。）は、それぞれ次に掲げる者又は理事長が適当と認める者（以下「特認借受者」という。）とする。

１　草地造成用機械施設

(1)　農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）

(2)　地方公共団体が出資者又は構成員となっている法人

(3)　都道府県土地改良事業団体連合会

２　自給飼料生産利用機械施設

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

　(4)　畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、理事長が特に認めるもの（以下「特認事業協同組合等」という。）

３　生乳生産合理化施設

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

４　精液保管等施設

　(1)　農業共済組合若しくは農業共済組合連合会（以下「農業共済組合等」という。）又は農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

５　畜舎環境改善機械施設

　(1)　 農業協同組合等又は農業共済組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

　(4)　特認事業協同組合等

６　中小家畜管理機械施設

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

７　家畜市場機械施設

　　家畜市場再編整備計画（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の市場再編整備計画をいう。）に基づき整備された家畜市場を所有する次に掲げる法人

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が主たる出資者又は構成員となっている法人

　(3)　特認事業協同組合等

８　食肉食鶏処理流通施設

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　特認事業協同組合等

９　鶏卵又は生乳処理流通施設

　(1)　農業協同組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　特認事業協同組合等

10　乗馬施設

　　公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会

11　地方競馬用施設

(1)　地方競馬主催者

(2)　競馬場、場外設備又はトレーニングセンターの施設を所有する者（地方公共団体、農業協同組合連合会、地方公共団体を主たる構成員とする公社その他日本中央競馬会理事長及び地方競馬全国協会理事長の承認を受けて理事長が特に認めた法人に限る。）

(3)　競馬法（昭和２３年法律第１５８号）に基づき地方競馬主催者が共同して利用する施設若しくは設備の設置等を業務とする法人又は当該法人が過半を出資する法人であって場外設備の運営等により地方競馬の振興に資することを目的とするもの

12　特認機械施設

(1)　農業協同組合等又は農業共済組合等

　(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

　(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等第

第３　特認借受者の手続

特認借受者として貸付施設を借り受けようとする者は、あらかじめ[別記様式第1号の特認協議書](#別記様式第１号)を作成し、協会に提出するものとする。

第４　貸付期間

１　業務方法書第5条第1項の貸付期間は、次のとおりとする。

(1)　法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が5年以下の貸付施設にあっては、その法定耐用年数に1年を加えた期間

　(2)　法定耐用年数が6年以上9年以下の貸付施設にあっては、6年

　(3)　法定耐用年数が10年以上の貸付施設にあっては、その法定耐用年数の100分の60に相当する期間（1年未満の端数は、切り捨てる。）

２　1の貸付期間は、第1の1から9まで及び12の種類に該当する貸付施設については、借受者が貸付けの申請時に申請することにより、業務方法書第5条第1項に定める期間の範囲内において、年を単位として短縮し、又は延長することができる。

３　業務方法書第5条第2項の貸付期間は、当該貸付施設に係る新品についての法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）に応じ、下表に定めるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 残存期間新品についての法定耐用年数 | 6年のもの | 5年のもの | 4年のもの | 3年のもの | 2年のもの | 1年以下のもの |
| 7年のもの | 6年 | 5年 | 4年 | 3年 | 3年 | 2年 |
| 5年のもの | - | - | 4年 | 3年 | 2年 | 2年 |
| 4年のもの | - | - | - | 3年 | 2年 | 2年 |

第５　取得価額

１　取得価額は、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者）に対する現地渡し価額とする。ただし、貸付施設が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の場合には、自動車のみの価額とし、同法第7条に定める登録のための経費及び同法第58条に定める検査のための経費並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第113条に基づく自動車取得税は、取得価額に含まないものとし、借受者が負担するものとする。

２　貸付施設は、取得価額が原則として１式10万円以上のものとする。

第６　貸付施設に係る債務の履行

１　借受者（再貸付けを受け、最終借受者に再々貸付けする者（以下「再貸付団体」という。）を含む。）は、業務方法書第23条第1項に基づき協会が指示したときは、連帯保証人の設定等必要な措置をとらなければならない。

２　業務方法書第23条第2項に基づき協会が付する債務不履行による損害をてん補する保険については、その内容及び手続について理事長が別に定める要領に従って制度を実施するものとする。

第７　附加貸付料

　　業務方法書第6条第2項第3号の附加貸付料は、貸付利子附加貸付料とし、徴収の対象となる貸付施設及びその額は、それぞれ次のとおりとする。

１　徴収の対象となる貸付施設は、第1の貸付施設の種類の1から9まで及び12の施設とする。

２　附加貸付料の額は、附加貸付料算定標準額（貸付施設の取得価額から業務方法書第6条第2項第1号の基本貸付料の納入済額を控除して得た額をいう。）に、附加貸付料率を乗じて算定される額を12で除して得た額に当該2半期中の借受月数を乗じて得た額とする。この場合において、附加貸付料率は、100分の1.0とする。

第８　損害保険

業務方法書第9条第2項ただし書の理事長が別に指定する貸付施設は、建物及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に基づく自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済又は任意の自動車保険の契約が締結されるものに限る。）とする。

第９　貸付施設の購入方法

貸付施設の購入方法は、[別記1の「貸付施設の購入方法等」](#別記１)によるものとする。

第１０　検収

業務方法書第14条第3項の貸付施設の検収は、[別記1の「貸付施設の購入方法等」](#別記１)の4に定めるところにより行うものとする。

第１１　貸付申請

１　業務方法書第19条の貸付けの申請は、[別記様式第2号の貸付申請書](#別記様式第２号)により行わなければならない。貸付申請書は、特に協会が通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

２　中古の貸付施設に係る貸付けの申請は、新品の貸付施設の貸付けの申請と別葉の貸付申請書により行わなければならない。

第１２　売買契約の締結

協会は、業務方法書第20条に基づき貸付けの決定をしたときは、貸付施設の販売業者と別記様式第3号を基準とした[売買契約書](#別記様式第３号)により売買契約を締結するものとする。

第１３　貸付契約の締結

１　業務方法書第21条第1項の貸付契約の締結は、[別記様式第4号](#別記様式第４号)を基準とした[貸付契約書](#別記様式第４号)により行うものとする。

２　再貸付けを行う借受者は、協会と借受者との貸付契約書に準じて再貸付契約を締結するものとする。

第１４　貸付契約の変更

　　借受者は、業務方法書第22条の貸付契約の変更を求める必要が生じたときは、[別記様式第5号の変更協議書](#別記様式第５号)を協会に提出するものとする。

第１５　貸付契約の解約

借受者は、業務方法書第16条ただし書に基づき特別な事情により貸付契約の解約を求めようとするときは、[別記様式第6号の解約協議書](#別記様式第６号)を協会に提出するものとする。

第１６　貸付期間終了後の施設の譲渡等

１　業務方法書第11条の規定により貸付施設の譲渡が行われる場合の譲渡価額等（同条に規定する譲渡価額等をいう。以下同じ。）の納入期限は、貸付施設の貸付期間終了日が年度の上半期のときにあっては9月末日、下半期のときにあっては3月末日とし、その譲渡日は譲渡価額等が協会に納入された日とする。ただし、貸付期間の終了前に譲渡価額等が納入されたときの譲渡日は、貸付期間の最終日とする。

２　前項本文の場合には、貸付期間の終了後譲渡日までの間においても、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者。以下第16において同じ。）は貸付施設を使用することができるものとし、この間に当該施設に関して生ずる費用はすべて借受者の負担とする。

３　借受者は、第8により損害保険を付するものとして指定された貸付施設を譲渡されたときは、所要の所有者の名義変更の手続を行うものとし、協会は、名義変更のために必要な書類を借受者に送付するものとする。

第１７　様式等

　　本章に規定する様式等は、次のとおり別記１及び別記２並びに別記様式第１号から第６号までに定める。

別記１　[貸付施設の購入方法等](#貸付施設の購入方法)（[第１章第9及び第10関係](#第９)）

別記２　[中古の貸付施設の貸付要件（第１章第１関係）](#別記５)

別記様式第１号　[特認協議書](#別記様式第１号)（[第１章第3関係](#第３)）

別記様式第２号　[令和　年度貸付申請書](#別記様式第２号)（[第１章第11関係](#第１１)）

別記様式第３号　[売買契約書](#別記様式第３号)（[第１章第12関係](#第１２)）

別記様式第４号　[貸付契約書](#別記様式第４号)（[第１章第13関係](#第１３)）

別記様式第５号　[変更協議書](#別記様式第５号)（[第１章第14関係](#第１４)）

別記様式第６号　[解約協議書](#別記様式第６号)（[第１章第15関係](#第１５)）

**[別記１](#第９)**

**貸付施設の購入方法等**

１　購入価額の決定方法

　(1)　施設の貸付けを受けようとする者は、貸付けを希望する機械施設について自らその販売業者（２のただし書により選任された販売業者の代理人を含む。以下同じ。）と代金の支払方法等協会の売買契約の条件により価額交渉を行い、販売業者の見積書及びカタログ（カタログのないものは、その設計図又は仕様書）を申請書に添付して協会に提出するものとする。

　(2)　協会は、見積書の内容が不適当であると認めた場合は、申請者に対し再度価額交渉を行うことを指示することがある。

　(3)　見積書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

　　①　見積書のあて先は、公益財団法人畜産近代化リース協会理事長とすること。

　　②　貸付施設の納期、見積書の有効期限及び代金支払方法の欄は、「貴協会の指示による。」と記入すること。

　　③　銘柄、型式、能力及び最終借受者名を記入すること。

　　④　下取り又は値引きがある場合には、その差額を差し引き、据付工事費がある場合には、これを別段書きとし、本体部分との合計額を見積価額とすること。

　　⑤　見積書の消費税抜き価額は、1,000円単位とすること。

２　売買契約の締結

　　協会は貸付施設の貸付けを決定したときは、見積書を提出した販売業者と売買契約を締結することとする。ただし、[別記１別紙１](#別記１別紙１)の販売業者代理人選任届により代理人を定めた旨の届出があり、協会が適当と認めた場合は、その者と当該契約を締結することができるものとする。

３　貸付施設の標示

　　販売業者は、貸付施設の機械施設ごとに売買契約書の別添明細書「協会の標示（リース番号）」欄に記載されている標示を付するものとする。

４　貸付施設の検収

　　協会と売買契約を締結した販売業者は、次により貸付施設の検収を受けなければならない。

　(1)　検収の時期及び場所

　　　　貸付施設の検収は、借受者の申請に基づき協会の指定した期日までに、協会の指定した場所において行うものとし、やむを得ない事由により遅延する場合は、速やかに協会に連絡し了承を得るものとする。

　(2)　検収の実施者

　　　　貸付施設の検収は、借受者の代表者が指名する者が行うものとする。ただし、再貸付けする場合にあっては、最終借受者とし、この場合、借受者の代表者が指名する者の指導立会いのもとに行うものとする。

　(3)　検収事項

　　　　貸付施設の検収は、次に掲げる事項につき照合確認するものとする。

　　　①　貸付申請書に添付された仕様書、設計図、カタログ等と相違ないこと。

　　　②　貸付施設が新品であるか、又は[別記２](#別記２)の要件に適合する中古であること。

　　　③　「協会の標示（リース番号）」が、正しく付されていること。

　　　④　試運転の結果、正常に稼働すること。

　(4)　検収調書及び受渡書の作成

　　　　貸付施設の検収が終了した場合には、借受者は[別記１別紙２](#別記１別紙２)の検収調書を、販売業者は[別記１別紙３](#別記１別紙３)の受渡書（受渡書の「受渡年月日」は、受取人の記名押印がされた日とする。）を作成するものとする。検収調書は、販売業者を通じて協会に提出するものとする。

５　所有権の移転

　(1)　貸付施設の所有権は、前記の検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、販売業者から協会へ移転するものとする。

　(2)　販売業者は貸付施設の受渡しに際して、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者）に対し、貸付施設の取扱上の説明を十分に行わなければならない。

６　代金の請求及び支払方法

　(1)　協会に対する販売業者の代金の請求は、検収終了後に代金請求書に次の書類を添付して行うものとする。

①　検収調書（検収実施者から受け取ったもの）

②　受渡書

③　納入物件のカラー写真１式（協会の標示（リース番号）を写し込んだものを含む。）

④　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

⑤　協会を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

⑥　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

　(2)　協会は、(1)の代金請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日（15日又は月の末日とする。）に、販売業者へ代金を支払うものとする。

別紙１（別記１関係）

販売業者代理人選任届

番　　　　　　号

令和　年　月　日

公益財団法人　畜産近代化リース協会

理事長　　○　○　○　○　　殿

委任会社名　　　　　　　　　社印

住　　　所

代表者氏名　　　　　　　　　代表者印

　貴協会の令和　　年度　　貸付事業に係る貸付施設の売買に関し、下記のとおり代理人及び委任事項を委任しましたのでお届けします。

記

１　代理人

　　　住　　　所

　　　会　社　名　　　　　　　　　　　　　　　社印

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　代表者印

２　委任事項

　(1)　売買契約の締結

　(2)　販売代金の請求（請求に必要な書類等の提出を含む。）

　(3)　販売代金の受領（取引銀行名及び口座番号）

　　（注）１　この届けを提出する場合は、代理人として選任を受けた会社の代理店又は特約店リストを添付して提出すること。

　　　　　２　代理人として選任を受けた会社は、売買契約書、代金請求書、手形の受領書等の書面の自社の社名の前に「代理人」と記入すること。

　　　　　　　　　例えば、「代理人　○○○株式会社　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　○○　○○　代表者印」

３　２の「委任事項」の(1)から(3)までは、例示である。

別紙２（別記１関係）

検　収　調　書

検収年月日　　令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　○　○　○　○　　殿

検収実施者　　　　住所又は所属団体・職名

（借受者又は最終借受者）　　氏名　　　　　　　　印

検収立会人

１　指導立会人　所属団体・職名

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　印

　２　納入者　　　社名・職名

　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　印

　令和　　年度貸付けを受ける施設を、下記のとおり検収しました。

記

検収結果

|  |  |
| --- | --- |
| 検　収　場　所 |  |
| 検　収　施　設 | 機械施設名 |  |  |  |  |  |
| 銘　柄 |  |  |  |  |  |
| 型　式〔受送乳装置型式〕 |  |  |  |  |  |
| 能力・容量・最大積載量〔ストール数及びユニット数〕 |  |  |  |  |  |
| 製造番号又は車台番号〔ミルクポンプ製造番号〕 |  |  |  |  |  |
| 協会の標示（リース番号） |  |  |  |  |  |
| 検　収　所　見 | 申請書、カタログ、設計図どおりのものか |  |  |  |  |  |
| ※新品であるか |  |  |  |  |  |
| 協会の標示（リース番号）は、間違いなく表示されているか |  |  |  |  |  |
| 自動車の登録番号（軽自動車税に係る市町村ナンバーを含む。） |  |  |  |  |  |
| 試運転の結果、異常はないか |  |  |  |  |  |
| 納入業者は、機械施設の取扱上の注意をしたか |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |

（注）(1)　検収施設の〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目

　　　(2)　※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

別紙３（別記１関係）

受　　渡　　書

受渡年月日　　令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　○　○　○　○　　殿

納　入　者　　　　　　　　　　　　　　印

（売買契約者）

現地納入者　　　　　　　　　　　　　　印

　公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付けする施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

記

１　受取人

　　借　受　者　　　名称・代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　※再貸付団体　　名称・代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　※最終借受者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

２　機械施設

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設機械名 | 銘　柄 | 形　式〔受 送 乳　装置型式〕 | 能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕 | 製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ製造番号〕 | 協会の標示（ﾘｰｽ番号） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　（注）(1)　〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目

　　　　　(2)　再貸付けしない場合は、※印は空欄

[別記２](#別表２)

中古の貸付施設の貸付要件

第１　取得価額

　　　取得価額は、借受者と販売業者との間で合意した現地渡し価額とすること。ただし、その価額が、新品について取引された時の販売価額を上回らないこと。

第２　古物商に係る営業の許可

　　　貸付施設の借受者（再貸付けをする場合に限る。）及び再貸付団体並びに販売業者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に定める古物商に係る営業の許可を受けている者であること。

第３　書面の提示

　　　貸付施設の概要について、販売業者から借受者に対して提示した内容を明らかにした下表の様式による申告書を、協会に提出すること。

中古の貸付施設申告書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　殿

会社名

代表者名

住所

担当者名

電話番号

下記の事項を○○○○氏（最終借受者）及び○○○○農業協同組合（借受者）に提示しましたので、見積書と併せて提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付施設名 |  |
| 銘　柄 |  |
| 型　式 |  |
| 仕様（能力） |  |
| 機体番号 |  |
| 製造業者名又は輸入業者名等 |  |
| 製造（輸入）年月日 |  |
| 貸付施設の使用歴 | 　　 年　月から　　年　月までの　　年　月 |
| 点検整備状況 |  |
| 交換部品の供給体制 |  |
| メンテナンス体制 |  |
| 新品時販売価額 | 　　　　　　　　　円（消費税を除く。） |
| 中古品販売価額（見積額） | 　　　　　　　　　円（消費税を除く。） |
| その他（貸付施設の状態などを判断するために有用な情報） |  |

別記様式第１号[（第１章第３関係）](#第３)

**特　認　協　議　書**

　令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　申　請　者　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は、代表者氏名）

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第1章第3に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

１　申請者調書

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 | 〒 |
| 役　員　氏　名 | 別紙のとおり |
| 設　立　年　月　日 |  |
| 資本構成内容 |  |
| 事業区域 |  |
| 事業の概要（又は経営の概要） |  |
| 電話・ＦＡＸ番号 |  |
| 担　当　者　氏　名 | （担当部課名） |

２　機械施設の借受計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機　械施設名 | 銘柄 | 基数 | 取得に要する価額（消費税相当額を含む。） | 再貸付けの有無 | 備考 |
|  |  |  | 円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　貸付けを特に必要とする理由

４　添付書類

　(1)　申請者の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）

　(2)　都道府県畜産主務課室長の意見書

　(3)　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

別記様式第２号[（第１章第11関係）](#第１１)

令 和　年 度 貸 付 申 請 書

（貸付施設の種類：　　　　　　　）

　令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「業務方法書実施要領」という。）に従い、令和　　年度において下記の機械施設の貸付けを受けたいので、業務方法書第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

　なお、貸付けの決定がされ貸付契約が締結されたときは、業務方法書、業務方法書実施要領及び貸付契約書の各条項を遵守することを誓約いたします。

記

１　借受者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業所の所在地 | 〒 |
| 役　　 員　　 氏　　名 | 別紙のとおり |
| 設　 立　 年　 月　 日 |  |
| 資 本 構 成 内 容 |  |
| 事　業　の　区　域 |  |
| 電話・ＦＡＸ番号 |  |
| 担　当　者　氏　名 | 　　　　　　　　　　（担当部課名　　　　　　　　　　）（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　　　　　　　　　　） |

２　貸付けを必要とする理由

　　　（注）再貸付けを行う場合は、最終借受者について記入すること。

３　貸付希望機械施設

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸付施設の種類 | 機械施設名 | 基数 | 取得に要する価額（消費税相当額を含む。） | 再貸付けの有無 | 備考 |
|  |  |  | 　　　　　　　円 | 有　無 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　（注）　機械施設名欄は、再貸付けの有無別に記入すること。

４　機械施設の明細

　　別添のとおり

５　再貸付事務手数料の配分計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 申請者（借受者） | 再貸付団体 | 合　計 |
| 取得に要する価額に対する割合 | 　　　　　　% | 　　　　　　% | 　　　　　　% |

６　添付書類

　（１）畜産関係施設（第1章第1の貸付施設の種類の1から9まで及び12に該当する貸付施設をいう。）貸付けの場合

　　　①　申請者（指定生乳生産者団体等を除く。）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）（注１）

　　　②　都道府県畜産主務課室長の意見書

　　　③　再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注２）

　　　④　再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る別紙１の「最終借受者の概要」（注１）

　　　⑤　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

**※ どこのメーカーのカタログかがわかれば、該当機械のページ(写)の添付で構いません。**

　　　⑥　特認機械施設の借受者又は特認の借受者にあっては、別記様式第1号の特認協議書

　　　⑦　中古の貸付施設の借受者にあっては、次に掲げる書類

　　　　　ア　借受者（再貸付けをする場合に限る。）及び再貸付団体の古物商許可証（古物営業法（昭和24年法律第108号）第５条第２項の許可証をいう。以下同じ。）の写し

　　　　　イ　販売業者の古物商許可証の写し（販売業者から入手すること。）

　　　　　ウ　販売業者が作成した別記２第３に定める申告書（最終借受者に示したものと同じ内容のもの。販売業者から入手すること。）

⑧　信用保険に加入する場合は、畜産近代化リース協会信用保険制度要領（平成23年4月28日付け23リース協畜第55号）別紙様式に必要事項を記入した信用保険加入に係る依頼書

⑨　借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による別紙２の「公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の第三者への提供に関する同意書」（注１）

⑩　その他協会が指示した書類

　（２）乗馬施設貸付けの場合

　　　①　申請者の定款、規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）（注１）

　　　②　再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注２）

　　　③　最終借受者に係る別紙３の「乗馬施設の概要」（注１）

　　　④　最終借受者が法人の場合は、その法人の決算書（注１）

　　　⑤　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

⑥　その他協会が指示した書類

　（３）地方競馬用施設貸付けの場合

　　　①　地方競馬主催者以外の申請者の場合、定款、規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）（注１）

　　　②　別紙４の「地方競馬用施設改善整備計画」

　　　③　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

④　その他理事長が別に定める書類

　　　　　（注１）　（１）の①、④及び⑨、（２）の①、③及び④並びに（３）の書類については、当該年度の最初の申請と変更がない場合は、省略することができる。

（注２）　（１）の③及び（２）の②の書類については、当協会の借受実績のある借受者の場合は、内容に著しい変更があるときを除き、省略することができる。

別添



別紙１

**最終借受者の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 最終借受者の氏名（満年齢）又は法人の名称 |  |  |
| 住所又は所在地 | 〒 | 〒 |
| 代表者の氏名及び生年月日（満年齢） | ― | （満年齢　　　歳） |
| 電話番号（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） | TEL（　　　　　　　　） | TEL（　　　　　　　　） |
| 就農開始年月又は設立年月日 |  |  |
| 家畜飼養頭羽数 | 乳用牛　　　　（頭） | 乳用牛　　　　（頭） |
| 肉用牛　　　　（頭） | 肉用牛　　　　（頭） |
| 養豚　　　　　（頭） | 養豚　　　　　（頭） |
| その他　　　　（羽） | その他　　　　（羽） |
| 飼料作物作付面積 | （ha） | （ha） |
| 事業の概要 | ― |  |
| 資本構成内容（組合員数、会員数等） | ― |  |

別紙２

公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の

第三者への提供について

　公益財団法人畜産近代化リース協会は、保有する個人情報等について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において、第三者に提供することがあります。

　①　借受者及び再貸付団体が行う最終借受予定者への貸付けに関する事務（貸付料等の請求を含む。）

　②　販売業者（施工業者等を含む。）との売買契約の締結

　③　公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱に基づく貸付施設の確認及び管理状況についての調査、技術指導等

　④　貸付施設に係る動産総合保険及び信用保険の契約の締結及び実施

　⑤　貸付申請経由機関による必要な調査、確認

　⑥　行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施

　⑦　地方競馬全国協会、畜産特定補助リース及び導入促進負担リースに係る事業実施主体等への報告

　⑧　貸付事業に関する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）

上記に記載された内容を確認し、同意しました。

令和　　 年　　 月　　 日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

　　　　最終借受予定者　 住所又は所在地

　　　 　　　　　　氏名又は法人名

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 　　 （法人の場合、法人名並びに代表者の役職及び氏名をご記入ください。）

別紙３

**乗馬施設の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 乗馬クラブ名 |  |
| 主たる事務所所在地 | 〒 |
| 代表者氏名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本構成内容 |  |
| 電話、ＦＡＸ（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） | （　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（１）　利用の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 保有乗用馬頭数（うち自馬頭数） | 年間利用員数 | 年間1頭当たり利用員数 | 会員数 | 員外利用員数 | 指導員数 | 従業員数 | 備考 |
| 申請年度 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年度 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（２）　施設の概況

　　　　　(ｱ)　クラブハウス

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | ロビー | 更衣室 | ロッカー室 | シャワー室 | 事務室 |  | 計 | 備考 |
| 面積（㎡） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建築年 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　(ｲ)　きゅう舎

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 馬　房 | 飼料庫 | 馬具庫 | 管理人室 | 馬洗場 |  | 計 | 備考 |
| 面積（㎡） | （㎡）（馬房数　　　馬房） |  |  |  |  |  |  |  |
| 建築年 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　(ｳ)　馬　場

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 馬　場 | 覆　馬　場 | 不整地馬場 |  | 計 | 備考 |
| 面積（㎡） | 　ｍ×　ｍ＝　㎡（面数） | 　ｍ×　ｍ＝　㎡ | 　㎡（延長数） |  |  |  |
| 建築年 |  |  |  |  |  |  |

　　　　　(ｴ)　その他の施設

別紙４

**地方競馬用施設改善整備計画**

（１）　機械施設改善計画（3年間の計画を記入する。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機械施設名 | 事業内容 | 事業量（基数） | 事業費 | 事業実施年度 | 備　考（現在の状況） |
|  |  |  | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

　（注）１　事業内容欄は、機械施設別に新設、更新の区分を記入する。

　　　　２　備考欄は、機械施設の現在の台数、導入年度、どのような状況かを記入する。

（２）　整備計画の基本的な考え方

（３）　当年度の整備計画について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 場所 | 機械施設名 | 事業内容及び型式等 | 事業量（基数） | 事業費 | 事業費積算の内容 |
|  |  |  |  |  | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

別記様式第３号[（第１章第１２関係）](#第１２)

○○○○施設売買契約書

売主 　　　　　　　（以下｢甲｣という。）と買主 公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が別添明細書に記載された借受者に貸付けする施設の売買に関し、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書及び公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（目的物とその価額）

第１条　乙が甲から買い入れる目的物とその価額は、別添[明細書](#_Hlk303955624)によるものとする。

（目的物の納入先と納入期限）

第２条　目的物の納入先と納入期限は、別添[明細書](#_Hlk303955624)に定めるとおりとし、納入期限までに目的物の検収・受渡しが完了しなければならない。

（検収の立会）

第３条　甲は、乙から当該物件の貸付けを受ける者が実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった物件については、速やかに代替品を納入し、再検収を受けなければならない。

（所有権の移転）

第４条　目的物の所有権は、前条の検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、甲から乙へ移転するものとする。

２　所有権の移転後において、乙から当該物件の貸付けを受けた者が甲に対し、その物件の取替えを要求した場合、甲は乙の了承を得ないでこれに応じてはならない。

（売買代金の支払）

第５条　乙は、次に掲げる書類等を添えた甲の売買代金の請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日（15日又は月の末日とする。）に、甲に代金を支払うものとする。

　(1) 検収調書

(2) 受渡書

(3)　納入物件のカラー写真１式（別添明細書の協会の標示（リース番号）を写し込んだものを含む。）

(4)　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

(5)　乙を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

 (6)　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

（品質の保証等）

第６条　甲は、第1条の目的物が別添明細書どおりの性能を有すること及び隠れた瑕疵のないことを乙に保証するものとし、また当該物件の貸付期間中におけるアフターサービスについて、甲は誠意をもって実施するものとする。

（知的財産権を侵害するものでないことの保証）

第７条　甲は、第1条の目的物がいかなる特許権その他の知的財産権をも侵害していないことを乙に対して保証する。万一、同条の目的物の貸付けその他の行為により乙に費用が生ずることとなった場合には、甲がその全額を負担するものとする。

（危険負担）

第８条　甲は、目的物の所有権が乙に移転するまでは、当該物件の危険を負担するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第９条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

(1)　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2)　自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

(3)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4)　当該物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

　　①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

　２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約違反等）

第１０条　目的物の納入が第2条に定める期限よりも遅延したとき、又は損害賠償金の支払その他乙に対して負担する債務の支払につきその履行を遅延したときは、甲は乙に対しその遅延した部分の価額について年率14.6％の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。

２　乙の甲に対する売買代金の支払が第5条に定める期日よりも遅延した場合には、乙は甲に対し、前項の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。

３　その他本契約の条項に当事者の一方が違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。

　　上記契約を証するため本契約書2通を作成し、各自記名押印し、各1通を保有する。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　（売主）　　甲

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所　東京都港区六本木２丁目１番１３号

（買主）　　乙

氏　名　公益財団法人畜産近代化リース協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　㊞

明　　細　　書

借受者名

目的物とその価額及び納入先と納入期限



別記様式第４号[（第１章第１３関係）](#第１３)

契約番号第　　　　号

○○○○施設貸付契約書

　貸付者公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　　　　　　（以下「甲」という。） と借受者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、施設の貸付けに関し公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「業務方法書実施要領」という。）の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（貸付施設等）

第１条　甲は、[別表１](#別紙１)の貸付施設を乙の依頼により[別表１](#別紙１)の販売業者から購入して乙に貸付けし、乙はこれを借り受けるものとする。

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、[別表１](#別紙１)に定めるとおりとする。

（貸付料）

第３条　貸付料は、業務方法書第６条第２項及び第３項に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税相当額及び附加貸付料の合計額であって、[別表２](#別表２)に定めるとおりとする。

（貸付料の納入）

第４条　乙は、甲に対し、[別表２](#別表２)に記載の貸付料を業務方法書第６条第３項に定める期限までに甲の指定する金融機関に払い込むものとする。

（貸付施設の検収）

第５条　乙は、販売業者が貸付施設を別表１の設置場所に搬入、据付けしたときは、直ちに、業務方法書実施要領別記１の４に定めるところにより検収を行うものとする。

　　なお、乙は、検収終了後速やかに検収調書を、販売業者を通じて甲に提出するものとする。

（貸付施設の再貸付け）

第６条　乙は、甲から借り受けた施設が業務方法書第７条に基づき、最終借受者に至る契約の各段階において、本契約に沿った事項をその内容とする契約書によって契約され、かつ、その各々の貸付料は、業務方法書第８条にいう適正な水準を超えないように措置するものとする。

（貸付施設の瑕疵）

第７条　検収終了後貸付施設に瑕疵があった場合、甲は乙に対して、その責任を負わないものとする。

２　前項の事由によって乙が損害を受けた場合であって、乙が第４条の義務を履行しているときは、甲は当該施設の販売業者に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

３　前２項の場合にも、この貸付契約は変更されないものとする。

（公租公課）

第８条　乙は、当該貸付施設に係る固定資産税その他公租公課を納付するものとする。

（損害保険）

第９条　甲は、[別表１](#別紙１)の貸付施設を損害保険に付し、[別表２](#別表２)に記載の保険料負担額を乙から徴収するものとする。ただし、[別表１](#別紙１)の備考欄に「要保険」と指定する貸付施設については、乙（再貸付けの場合にあっては、最終借受者。次項において同じ。）は、初年度貸付施設の取得に要した額（次年度以降は、当該取得に要した額から納入済貸付料（附加貸付料を除く。）の額を差し引いて得た額以上の額）を保険金額とする保険（原則として、甲を保険金受取人としたものとする。）に付し、貸付期間中これを更新し存続することとするものとする。

２　乙は、甲から指示があったときは、前項ただし書の保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

３　貸付施設に保険事故が発生した場合、甲は支払われた保険金額を限度として次のいずれかの費用に保険金を使用するものとする。

　(１)　第１５条(１)に基づき最終借受者の負担する経費への支払充当

　(２)　第１５条(２)の精算に要する経費への充当

（貸付施設の管理と使用）

第１０条　乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設を管理し、使用するものとする。

２　乙は、正常な機能の維持、管理のための補修、修理、定期検査その他一切の維持手入れ等を行い、その費用を負担するものとする。

３　乙は、甲が[別表１](#別紙１)に指定した協会の標示（リース番号）を協会が指示する方法により貸付施設に表示するものとする。

４　乙は、貸付施設の保管使用によって第三者に損害を与えた場合はその額を賠償するものとする。

５　乙は、甲の書面による承諾を得なければ、貸付施設を設置場所以外に移転しないものとする。

（貸付施設の現状変更）

第１１条　乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、貸付施設に他の物件を付着させ、改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしないものとする。

２　前項の場合に甲の要求があったときは、乙は、無償でその効果を当該貸付施設に帰属させるものとする。

（貸付施設の譲渡等の禁止）

第１２条　乙は、貸付施設を他に譲渡し、第６条の規定による場合を除き甲の書面による承諾を得ないで第三者に使用させ、その他甲の権利を侵害するような行為をしないものとする。

２　乙は、貸付施設について、他から強制執行その他、法律的、事実的侵害がないよう保全するものとする。

３　前２項の場合に甲が必要な措置をとったときは、乙は甲の負担した一切の費用を弁償するものとする。

（貸付施設の目的外使用の禁止）

第１３条　乙は、貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならないものとする。ただし、汎用性のある貸付施設を貸付けの目的に支障を生じさせない範囲内で使用する場合は、この限りでない。

（貸付契約の中途解約の禁止）

第１４条　乙は、本契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、特別の事情があり、やむを得ない事由があると甲が認めた場合、乙は業務方法書第１３条第４項に定める方法により算出された精算額で買い取って解約することができる。

（貸付施設の滅失、毀損）

第１５条　貸付期間中、乙の責めに帰すべき事由により貸付施設の滅失、毀損が生じた場合は、次によって処理するものとする。

　(１)　当該貸付施設が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

　(２)　当該貸付施設が滅失し又はその使用が著しく困難となったとき（所有権の侵害を含む。）は、乙は業務方法書第１３条第４項に基づく精算額で償うものとし、その償いの完了と同時に貸付契約は終了するものとする。

（貸付契約の変更）

第１６条　甲は必要があるときは、乙との合意の上、貸付契約を変更することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第１７条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

　(１)　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

　(２)　自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

　(３)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

　(４)　貸付施設が譲渡されるまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

　　　①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　　②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

　２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約違反等）

第１８条　乙が本契約のほか、業務方法書及び業務方法書実施要領に定める条項の一つでも違反したときは、甲は、次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

(１)　違約金の支払請求（支払延滞期間の延滞金は年利14.6％で算出する。）

(２)　契約の解除及び精算額による貸付施設の買取請求

(３)　損害賠償の請求

(４)　貸付施設の返還請求

（帳簿の備付け）

第１９条　乙は、貸付施設について帳簿を備え、当該貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、貸付期間終了まで保管するものとする。

（検査及び報告）

第２０条　甲は、何時でも貸付施設の管理、使用状況を検査することができるものとする。

２　乙は、当該施設の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならないものとする。

３　乙は、甲の求めに応じて貸付施設の管理、使用状況を報告しなければならないものとする。

（貸付期間終了時の貸付施設の譲渡）

第２１条　貸付期間が終了したときは、甲は乙に貸付施設を別表２の譲渡価額等で譲渡するものとする。ただし、貸付施設が再貸付けされている場合であって、最終借受者が義務事項を履行している場合は、乙は当該再貸付施設を当該最終借受者に[別表２](#別表２)の譲渡価額等で譲渡しなければならない。

２　譲渡価額等の納入期限は、[別表２](#別表２)に記載のとおりとし、貸付施設の譲渡日は、業務方法書実施要領第１６の１に定めるところによる。

（その他）

第２２条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

　上記契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

　　令和　年　月　日

東京都港区六本木２丁目１番１３号

（貸付者）　　　　甲　　　公益財団法人畜産近代化リース協会

　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　　㊞

　 （借受者）　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所

連帯保証人

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

住　所

連帯保証人

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

**別表１**



**別表２（６年貸付けの場合）**



**別表２－②**



別記様式第５号（[第１章第１４関係](#第１４)）

変　更　協　議　書

 令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　○　○　○　○　　殿

団体名称

 　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　 　　　　　　　　㊞

　　貸付契約書の一部を下記の理由により変更していただきたいので、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第1章第14の規定に基づき、変更協議書を提出いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　書　名 | ○○○○施設貸付契約書 |
| 契 約 年 月 日 |  |
| 機 械 施 設 名 |  |
| 協 会 の 標 示（リース番号） |  |
| 変　更　事　項 | （変更後） | （変更前） |
| ・再 貸 付 団 体 |  |  |
| ・最 終 借 受 者 |  |  |
| ・設 置 場 所 |  |  |
| ・そ　の　他　　 （貸付期間、納入期限、機械施設名、銘柄、型式、能力） |  |  |
| 変 更 の 理 由 |  |

　（注）　変更事項について、該当する事項欄に内容を記入すること。なお、その他の事項の変更の場合は、該当する事項に○印を付すこと。

別記様式第６号（[第１章第１５関係](#第１５)）

解　約　協　議　書

 　令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　○　○　○　○　　殿

団体名称

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

　 下記の理由により貸付契約の解約を承認していただきたいので、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第1章第15に基づき、解約協議書を提出いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　書　名 | ○○○○施設貸付契約書 |
| 契 約 年 月 日 |  |
| 最 終 借 受 者 |  |
| 機 械 施 設 名 |  |
| 協 会 の 標 示（リース番号） |  |
| 区　分 | 消費税抜価額 | 消費税相当額 | 計 |
| 取得に要した価額(A) | 円 | 円 | 円 |
| 納　入　済　額(B) | 円 | 円 | 円 |
| 未　納　入　額(A-B) | 円 | 円 | 円 |
| 附 加 貸 付 料(C) | ※　附加貸付料及び精算額は、当協会において別途計算するので記入しないこと。 | （　　　　　　）円 |
| 精 算 額(A-B+C) | （　　　　　　）円 |
| 解　約 の 理 由（特別の事情） |  |

（注）　取得に要した価額(A)は貸付契約書別表1の額、納入済額(B)は本協議書提出時までの貸付契約書別表2の納入済の額とする。

第２章　助成事業

第１　助成事業の種類

業務方法書第30条の助成事業の種類は、次のとおりとする。

１　乗馬の普及を図るための施設助成事業

２　馬事、畜産の振興を図るための馬事・畜産活性化推進助成事業

第２　助成の相手方

　 この事業の助成の相手方は、第１の１の事業（以下「施設助成事業」という。）にあっては、乗馬の普及を行う法人（地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）、第1の2の事業（以下「馬事・畜産活性化推進助成事業」という。）にあっては、馬事、畜産の振興を図るために必要な事業を行う者であって理事長が適当と認めるものとする。

第３　助成事業の内容

１　施設助成事業

助成対象経費は、乗馬の普及を図るためクラブハウス、乗用馬用きゅう舎等の設置に要する経費とし、助成金の額、助成基準等については、予算の範囲内で別に定める。

２　馬事・畜産活性化推進助成事業

(1)　助成対象経費及び助成金額

助成対象経費は、馬事、畜産の振興を図るための次に掲げる事業に要す　る経費とし、助成金の額は定額とする。

ア　競馬活性化計画を補完する事業

イ　馬事・畜産普及啓発推進事業

ウ　その他理事長が特に必要と認めた事業

　(2)　助成基準

　 　　助成対象経費の基準は、必要の都度定める。

第４　助成事業の申請

助成事業を行おうとする者は、[別記様式第7号](#別記様式第７号)の助成事業申請書を協会に提出しなければならない。

第５　助成事業の決定

協会は、第4の申請があったときは、その内容等について審査を行い、適当であると認めたときは、助成事業として決定する。

第６　助成金の交付の決定

協会は、第5の規定により助成事業として決定したときは、当該助成事業につき、助成金の交付の決定をする。

第７　助成金の交付の条件

協会は、第5及び第6の決定を受けて助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる事項を助成金の交付の条件として付するものとする。

　(1) 助成事業者は、理事長が指定した経費に係る助成金については相互に流用しないこと。

　(2) 助成事業者は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、[別記様式第8号](#別記様式第８号)の変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。

　　　ア　助成対象事業費について、その34％を超えて変更しようとすると　　　　　　　　き。

　　　イ　事業実施の場所を変更しようとするとき。

　　　ウ　その他事業内容について変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

　(3) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがないときは、その理由及び遂行状況を記載した書類を速やかに協会に提出して承認を受けること。

　(4) 助成事業者は、助成事業の遂行が困難となったときは、その理由及び遂行状況を記載した書類を速やかに協会に提出して指示を受けること。

　(5) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書類を速やかに協会に提出して承認を受けること。

(6) その他協会が必要と認めた事項

第８　助成金の交付の決定の通知

１　協会は、第6の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該申請者に助成事業として決定した旨並びに助成金の交付の決定の内容及び第7の規定による助成金の交付の条件を速やかに通知する。

２　協会は、第7の(2)による変更の承認をしたときは、助成事業者に対し、変更した交付の決定の内容を通知する。この場合における助成金の額は、1の規定により通知した額の範囲内とする。

第９　事業主体の名称変更

助成事業を行おうとする者又は助成事業者がその名称を変更した場合には、変更後の名称及び変更の理由を記載した書類を速やかに協会に提出しなければならない。

第１０　助成事業の完了の報告

助成事業者は、助成事業が完了したときは、[別記様式第9号](#別記様式第９号)の完了報告書を助成事業の完了の日から起算して１か月を経過する日までに協会に提出しなければならない。ただし、第7の(3)の承認を受けたものについては、理事長が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。

第１１　助成金の確定の通知

協会は、第10の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付すべき助成金の額を交付決定したときの助成金の額（第7の(2)により交付の決定を変更したものについては、その変更後の額とする。）の範囲内で確定し、助成事業者に通知する。

第１２　助成金の交付の方法

助成金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた助成事業については、概算払をすることがある。

第１３　助成金の交付の決定の取消し

１　協会は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは業務方法書若しくは業務方法書実施要領の規定に違反した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

２　1の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

３　協会は、助成金の交付の決定の取消しをしたときは、助成事業者に速やかに通知する。

第１４　助成金の返還

助成事業者は、第13の規定による取消しを受けた場合において既に助成金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納入期日までに、助成金を返還しなければならない。

第１５　加算金及び延滞金の納入

１　助成事業者は、第13の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該助成金の受領の日から返還金を納入した日までの日数に応じ当該助成金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額とする。）につき年14.6パーセントの割合で計算した加算金を協会に納入しなければならない。

２　助成事業者は、第14の規定により、協会に助成金を返還しなければならない場合において、当該助成金の納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

３　1及び2の場合において、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

第１６　財産処分の制限

助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、協会が指定したものを、協会の承認を受けないで、譲渡し、交換し、廃用し、貸付けし、担保に供し、又は助成金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。第17の2において同じ。）を経過した場合は、この限りでない。

第１７　報告の徴収

１　協会は、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況、助成事業者の経理等に関する報告を求めることができる。

２　助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、協会が第16の規定により指定したものにつき、その全部又は一部が天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合にはその理由を、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類を速やかに協会に提出しなければならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

３　助成事業者は、助成事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、助成事業の完了年度の翌年度以降3年間各年度の利用状況を翌年度の6月30日までに協会に報告しなければならない。

第１８　助成事業の監査

協会は、助成事業の適正を期するため必要があるときは監査を行う。この場合には、助成事業者はこれを拒んではならない。

第１９　帳簿等の保管

助成事業者は、助成事業に係る書類並びに収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間整理保管しなければならない。

第２０　申請書等の様式

助成事業の申請書等の様式は、次のとおり別記様式第7号から別記様式第9号までに定める。

　　馬事・畜産活性化推進助成事業申請書………………………[別記様式第7号](#別記様式第７号)

　　馬事・畜産活性化推進助成事業変更承認申請書……………[別記様式第8号](#別記様式第８号)

　　馬事・畜産活性化推進助成事業完了報告書…………………[別記様式第9号](#別記様式第９号)

別記様式第７号（[第２章第４関係](#第２章第４)）

**令和　年度　馬事・畜産活性化推進助成事業申請書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　　年度において馬事・畜産活性化推進助成事業を実施したいので、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「実施要領」という。）第2章第4の規定により、下記のとおり申請します。また、この助成事業に係る助成金　　　　　　　千円の交付方よろしくお願いいたします。

　なお、助成金交付決定の上は、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書、実施要領及び特に付された条件等に従って、助成事業を実施することを誓約いたします。

記

１　事業主体の内容

　(1)　設立年月日

　(2)　事業区域

(3)　資本金、会員数等

２　助成事業を必要とする理由

３　助成事業に要する経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 助成事業に要する経費 | 助成金 | 自己資金 | 寄附その他 | 備考 |
| 協会 |  |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

４　助成事業の完了予定年月日

５　助成事業の内容及び所要経費等

６　添付書類

　(1)　助成事業に関連する事業の実施計画

　(2)　地方公共団体以外の場合は、定款、規約等、最近年次の事業報告書、決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び役員・会員名簿

　(3)　その他協会が特に必要と認めた書類

別記様式第８号（[第２章第７の(2)関係](#第２章第７)）

**令和　年度　馬事・畜産活性化推進助成事業変更承認申請書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付け　リース協第　　号をもって助成金交付決定通知のありました事業については、下記のとおり事業の内容、経費の配分を変更したいので承認されたく公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第2章第7の(2)の規定により申請します。

記

１　事業主体の内容

２　助成事業に要する経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 助成事業に要する経費 | 助成金 | 自己資金 | 寄附その他 | 備考 |
| 協会 |  |
| 変更前 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 変更後 |  |  |  |  |  |  |

３　変更する理由

４　変更する内容

　(1)　助成事業の完了予定年月日

　(2)　助成事業の内容及び所要経費等

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

　　（注）　変更内容には、申請書の「５　助成事業の内容及び所要経費等」にある事項のうち、変更を必要とする事項を記入し、変更前と変更後を記入すること。

５　助成事業及び助成事業に関連する事業の実施計画

６　添付書類

　　助成事業申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては、変更後の書類

別記様式第９号（[第２章第１０関係](#第２章第１０)）

**令和　年度　馬事・畜産活性化推進助成事業完了報告書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付け　リース協第　　号をもって助成金の交付決定通知に基づいて、下記のとおり事業を完了しましたので、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第2章第10の規定により報告いたします。

なお、併せて精算額　　　　　　千円の交付を請求いたします。

記

１　助成事業に要する経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 助成事業に要する経費 | 助成金 | 自己資金 | 寄附その他 | 備考 |
| 協会 |  |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

２　助成事業を完了年月日

３　助成事業及び助成事業に関連する事業の実施状況

４　助成事業の内容及び所要経費等

５　取引銀行名及び口座番号

６　添付書類

　(1)　経費支払の領収書（未払分については請求書）の写し

　(2)　その他、協会が特に必要と認めた書類

第３章　調査研究事業

第1　調査研究の受託者の公募

　 協会が調査研究を他に委託して実施する場合の公募は、当該調査研究の対象とする課題、委託の要件等を定め、ホームページ等に掲載する等により行うものとする。

第２　受託者の要件

協会が調査研究を委託する相手方は、原則として、当該委託をする課題の調査研究を実施するために必要な施設及び適切な専門研究者を有する者とする。

第３　委託事業の受託申請

前条の規定に該当するものであって、調査研究を受託実施しようとする者は、[別記様式第10号](#別記様式第１０号)による調査研究委託事業受託申請書を、理事長が別に定める日までに提出するものとする。

第４　申請に必要な書類

　　第３の調査研究委託事業受託申請書には、次の書類を添付するものとする。

　 (1)　申請者の略歴（法人又はその他の団体にあっては、定款等規約及びその団体の沿革）

　 (2)　最近時の決算報告書

　 (3)　購入又は試作を予定している機械施設の見積書、設計図又はカタログ若しくは写真（自家製造、自家工事のものについては、製造原価計算書又は工事見積書による。）

　 (4)　申請年度に他の補助金、委託費等の交付申請を行っている場合は、その概要

　 (5)　従来受けた主な補助金、委託費等についての概要

　 (6)　その他協会が特に必要と認めて指示した書類

第５　受託者の選定

１　業務方法書第37条に規定する調査研究委員会は、第３により提出された調査研究委託事業受託申請書について審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

２　理事長は、1の審査結果の報告を踏まえ受託者を選定するものとする。

第６　委託費の額の算出

　 委託費の額は、協会の予算の範囲内において、委託事業の実施に必要と認められる経費について、原則として定額により算出する。

第７　委託決定の通知

　 協会は、第５の規定に基づき選定された受託申請者に対して、委託決定の通知を行うものとする。

第８　委託契約の締結

　 協会は、委託決定の通知をした受託者と[別記様式第11号](#別記様式第１１号)を基準とした調査研究委託契約書により委託契約を締結するものとする。

第９　調査研究委託事業の中止又は廃止

　　受託者は、調査研究委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、[別記様式第12号](#別記様式第１２号)の調査研究委託事業中止（廃止）申請書を速やかに協会に提出し、承認を受けるものとする。

第１０　調査研究委託事業の計画変更

　　受託者は、委託事業の内容について変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、[別記様式第13号](#別記様式第１３号)の調査研究委託事業計画変更承認申請書協会に提出し、承認を受けるものとする。

第１１　実績報告書

　 受託者は、委託された調査研究が終了したときは、[別記様式第14号](#別記様式第１４号)の調査研究事業実績報告書を調査研究の終了後２か月を経過した日又は調査研究の実施期間の経過後の次の4月20日のいずれか早い期日までに協会に提出するものとする。

第１２　委託費交付の方法

　 協会は、第9の調査研究事業実績報告書を審査の上、適切と認める場合に委託費を交付する。ただし、委託決定通知後、[別記様式第15号](#別記様式第１５号)の調査研究委託事業概算払請求書に基づいて概算払を希望するものにあっては、委託費の50%以内の額を概算払することができるものとする。

第１３　規程等への違反があった場合の委託費の返還

　 受託者の実施した委託事業の内容が調査研究委託事業受託申請書の内容と著しく異なる場合又は受託者の調査研究が業務方法書その他の規程等に違反した場合は、協会は、受託者に対し委託費の全部又は一部について返還を求めることがある。

第１４　委託事業の成果の取扱い等

１　委託事業の実施により得られた産業財産権は、受託者に帰属するものとする。

２　受託者は、委託事業の成果により相当の収益が生じたとときは、当該収益の状況を記載した[別記様式第16号](#別記様式第１６号)の調査研究収益状況報告書を、当該委託事業の完了した事業年度の翌事業年度から起算して5年を経過するまでの間、各事業年度末から3か月以内に理事長に提出しなければならない。

３　理事長は、2の調査研究収益状況報告書に基づき、委託事業の実施により受託者に相当の収益が生じたと認めるときは、次に定めるところにより算定される金額を、受託者から納付させることができるものとする。ただし、納付額の合計が当該委託事業について交付された委託費の額を超えることとなる場合には、当該超える部分の額は、納付する必要がない。

(1) 当該委託事業の成果に係る産業財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付すべき額は、毎事業年度の当該収益額に、当該成果を取得した時までに当該委託事業について交付された委託費総額をそれまでに当該事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額とする。

(2) 委託事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合の納付すべき額は、毎事業年度の当該委託事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに交付された委託費総額をそれまでに支出された企業化のための総費用で除して得た値を乗じ、更に当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額とする。

４　協会は、委託した調査研究が不成功であった場合でも、委託事業の完了した事業年度の翌事業年度から起算して５年間は、当該委託調査研究に関する権利を保有するものとする。

第１５　調査研究報告書の扱い等

　　受託者から協会に提出された実績報告書別添の調査研究報告書についての著作権は、委託費の確定額が支払われたときは、協会に無償で譲渡されたものとする。

第１６　取得財産の帰属と処分

１　委託事業によって取得された機械、施設等の財産（以下「取得財産」という。）は、原則として協会に帰属するものとする。

２　取得財産が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6に定める耐用年数表をいう。3において同じ。）を経過した場合において、受託者が取得財産を委託事業に関連した自己の試験研究の用又は公共の事業の用に供するときは、協会は、これを無償で受託者に譲渡することができる。

３　受託者は、取得財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けないで、譲渡し、交換し、廃用し、貸付けし、担保に供し又は委託事業の目的に反して使用してはならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

４　受託者は、委託事業の終了後、取得財産に係る管理状況報告書を協会の求めにより協会に提出するものとする。

第１７　帳簿等の保管

　 受託者は、委託事業に関し支払った金額の証拠書類及び帳簿類を、委託事業の完了した事業年度の翌事業年度から起算して５年間、保管するものとする。

第１８　申請書等の様式

　 調査研究委託事業に係る様式は、次のとおり別記様式第10号から第16号までに定める。

　　　調査研究委託事業受託申請書…………………………[別記様式10号](#別記様式第１０号)

　　　調査研究委託契約書……………………………………[別記様式11号](#別記様式第１１号)

　　　調査研究委託事業中止（廃止）申請書………………[別記様式12号](#別記様式第１２号)

　　　調査研究委託事業計画変更承認申請書………………[別記様式13号](#別記様式第１３号)

　　　調査研究委託事業実績報告書…………………………[別記様式14号](#別記様式第１４号)

　　　調査研究委託事業概算払請求書………………………[別記様式15号](#別記様式第１５号)

調査研究収益状況報告書………………………………[別記様式16号](#別記様式第１６号)

別記様式10号（[第3章第3関係](#第３章第３)）

**令和　年度　調査研究委託事業受託申請書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　㊞

令和　年度調査研究委託事業の対象課題として受託したいので、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領第3章第3の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

なお、本受託申請を委託事業として決定の上は、この委託事業に係る委託費　　　千円の交付方よろしくお願いいたします。

記

１　調査研究課題名

２　委託費希望額

３　調査研究課題に関する研究情勢

　(1)　調査研究課題に関する国内及び外国の研究の状況

　(2)　申請者の本課題に関する調査研究実績及び技術的優位性

　(3)　申請試験研究と特許又は実用新案との関係

　(4)　申請試験研究の技術的、経済的効果及び企業化の見通し

４　調査研究実施方法　　　　[別紙「調査研究実施計画書」](#別紙)のとおり

５　収支予算書

６　添付書類

　(1)　申請者の略歴（法人又はその他の団体にあっては、定款等規約及びその法人の沿革）

　(2)　最近時の決算報告書

　(3)　購入又は試作を予定している機械施設の見積書、設計図又はカタログ若しくは写真（自家製造、自家工事のものについては、製造原価計算書又は工事見積書による。）

　(4)　申請年度に他の補助金、委託費等の交付申請を行っている場合は、その概要

　(5)　 従来当協会から受けた補助金、委託費等についての概要

別紙

**調査研究実施計画書**

１　調査研究課題名

２　調査研究の目的とその理論

３　調査研究実施方法

４　調査研究を実施して達成できる目標

５　実施計画

　　(1)　調査研究組織

　　　1)　主任担当者の氏名、所属、略歴及び研究実績

　　　2)　補助担当者の氏名、所属、略歴及び研究実績

　　　3)　他よりの指導、協力者の氏名、所属及び協力事項

　　(2)　調査研究に必要な基幹的施設とその整備状況

　(3)　期待される調査研究成果

　　1)　実用化の範囲、実用化した場合の経済効果等

　　　2)　産業財産権等の取得

　(4)　実施内容

　　　　調査研究を実施する場合に、その内容となる調査研究事項ごとに実施内容の欄に収支予算書の支出項目と数量に関連づけて記載のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査研究事項 | 実　　施　　内　　容 |
|  |  |
|  |  |

　　(5)　実施日程表

　　　　　実施期間　　　　令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　日程実施事項 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　(6)　調査研究実施場所

　　調査研究の実施に当たり、農場等他の場所を利用する場合は、その理由と実施場所の名称及び所在地

６　収支計算書

　(1)　予算総括表

　　【収入】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金額（円） | 備　　考 |
| 協会委託費 |  |  |
| 自己調達 | 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 小　　計 |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |

　　　 （注）備考欄には、借入先、その他の出所を記入のこと。

　　　【支出】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 金 額（円） | 委託費算定率（％） | 委託費（円） | 備考 |
| 設備経費 | 機械施設費その他の経費 |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 調査研究費 | 技術料原材料費飼料、試薬、機材等の消耗品費使用料旅　費会議費謝　金その他の経費 |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

(2)　支出明細

　　　（項）設備経費

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 目 | 種類名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 備考 |
| 機械施設費 |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

　　　 （注）１　機械施設費………機械施設の購入、増設、改良、据付けに要する経費

　　　　　 　２　その他の経費……建物、構築物等の改修に要する経費

　　　　　 　３　備考欄には、積算基礎、調達方法等を記入のこと。

　　　（項）調査研究費

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 目 | 種類名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 備考 |
| 技術料 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 飼料、試薬、器材等の消耗品費 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 使用料 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 謝金 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

　　　 （注）１　技術料は、調査研究に従事する研究者及び研究補助者の技術料とする。

２　備考欄には、積算基礎等を記入すること。

別記様式11号（[第3章第8関係](#第３章第８)）

**調査研究委託契約書**

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　　　　　（以下「甲」という。）は、

　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）に、令和　　年度調査研究を委託することとし、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書及び公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「実施要領」という。）に基づくほか、次の条項により委託契約を締結する。

（調査研究と委託期間）

第１条　甲が乙に委託する調査研究及びその期間は、次のとおりとする。

　（１）調査研究

　　（イ）調査研究課題名

　　（ロ）調査研究の内容及び経費

調査研究の内容は、乙が令和　年　月　日付けで提出した調査研究委託事業受託申請書の実施計画書に記載のとおりとし、その経費については、調査研究委託決定通知書に記載のとおりとする。

（２）委託期間 　　　　令和　　年　　月　　日から

　 　　　　　　　 　　　令和　　年　　月　　日まで

（調査研究の実施）

第２条　乙は、調査研究を実施計画書の計画に従って実施しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費とその支払限度）

第３条　第１条の調査研究に対し、甲は委託費として、金　　　　　円を限度として乙に支払う。

（委託費の支払）

第４条　調査研究が終了した後、甲は第８条の規定により委託費の額を確定した上、その確定額を委託費として乙に支払うものとする。

２　甲は、乙から調査研究委託事業概算払請求書（実施要領別記様式第15号）の提出があり、必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、委託費の50%以内の額を概算払することがあるものとする。

（再委託の制限）

第５条　乙は、この調査研究達成のため、調査研究の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第６条　乙は、調査研究が終了したときは、調査研究委託事業実績報告書（実施要領別記様式第14号）を調査研究の終了後1か月を経過する日までに、甲に提出するものとする。

（財産管理）

第７条　乙は、委託費により購入した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　乙は調査研究の終了後、前項の財産の全部又は一部を譲り受けて使用するときは、あらかじめ甲と協議の上その承認を受けるものとする。

３　第１項の財産のうち、返還を要する財産を甲が指定したときは、乙は甲の指示により当該物品を返還するものとする。

（委託費の額の確定）

第８条　甲は、乙から第６条の実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該調査研究の実施内容が契約に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、第３条に規定する委託費の額の範囲内において、委託費の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

２　前項の委託費の確定額は、調査研究に要した経費の実支出額と第３条に規定する委託費のいずれか低い額とする。

（過払金の返還）

第９条　乙は、既に支払いを受けた委託費が、前条第１項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について甲の指示に従って返還するものとする。

（調査研究の中止又は廃止）

第１０条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により調査研究の遂行が困難となったときは、調査研究委託事業中止（廃止）申請書（実施要領別記様式第12号）を提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

２　前項の規定により契約を解除するときは、第４条、第８条及び第９条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

第１１条　乙は、前条に規定する場合を除き、別添の実施計画書に記載された調査研究の内容を変更しようとするときは、調査研究委託事業変更承認申請書（実施要領別記様式第13号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、実施計画書の「6　収支予算書」の(2)支出明細の目欄に掲げる経費の相互間における20％以内の流用については、この限りではない。

２　甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

（契約の解除等）

第１２条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

２　前項の規定によりこの契約が解除されるときは、乙は、甲の指示により、甲が既に支払った委託費の全部を甲に返還するほか、違約金として委託費に対し、その受領日から起算して違約金の支払日までを期間として年率14.6％の割合で算出した額を甲に支払わなければならない。

（委託事業についての検査）

第１３条　甲は、必要があると認めたときは、調査研究の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に検査できるものとする。

（帳簿等）

第１４条　乙は、調査研究に係る経費について帳簿を備え、収入、支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（委託事業の成果の取扱い等）

第１５条　調査研究の実施により得られた産業財産権は、乙に帰属する。

２　乙は、委託事業の実施により相当の収益が生じたときは、当該収益の状況を記載した調査研究収益状況報告書（実施要領別記様式第16号）を、当該委託事業の完了した事業年度の翌事業年度から起算して5年を経過するまでの間、各事業年度末から3か月以内に甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の報告に基づき、委託事業の実施により受託者に相当の収益が生じたと認めるときは、次に定めるところにより算定される金額を、甲に納付するものとする。ただし、納付額の合計が当該委託事業について交付された委託費の額を超えることとなる場合には、当該超える部分の額は納付する必要がない。

(1) 当該委託事業に係る産業財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付すべき額は、毎事業年度の当該収益額に、当該成果を取得した時までに当該委託事業について交付された委託費総額をそれまでに当該事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額とする。

(2) 委託事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合の納付すべき額は、毎事業年度の当該委託事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに交付された委託費総額をそれまでに支出された企業化総費用で除して得た値を乗じ、更に当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額とする。

４　甲は、委託した調査研究が不成功であった場合でも、委託事業の完了した事業年度の翌事業年度から起算して5年間は、当該委託調査研究に関する権利を保有するものとする。

　（調査研究報告書の扱い等）

第１６条　乙から甲に提出された実績報告書別添の調査研究報告書についての著作権は、委託費の確定額が支払われたときは、甲に無償で譲渡されたものとする。

２　甲及び乙は、調査研究の成果の普及につき、協力するものとする。

（取得財産の帰属と処分）

第１７条　委託事業によって取得された機械、施設等の財産（以下「取得財産」という。）は、原則として甲に帰属するものとする。

２　取得財産が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6に定める耐用年数表をいう。次項において同じ。）を経過した場合において、乙が取得財産を調査研究に関連した自己の試験研究の用又は公共の事業の用に供するときは、甲は、これを無償で乙に譲渡することができる。

３　乙は、取得財産であって甲が指定したものを、甲の承認を受けないで、譲渡し、交換し、廃用し、貸付けし、担保に供し又は委託事業の目的に反して使用してはならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

４　乙は、委託事業の終了後、取得財産に係る管理状況報告書を甲の求めにより甲に提出するものとする。

（その他）

第１８条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都港区六本木２丁目１番１３号

　　　　　　　　　　　　　　甲　　公益財団法人畜産近代化リース協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　 　　　　　 　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　㊞

別記様式第12号（[第3章第9関係](#第３章第９)）

**令和　年度　調査研究委託事業中止（廃止）申請書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付けをもって調査研究委託契約を締結した令和　年度（調査研究課題名　　　　　　　　　　　　）について、下記により中止（廃止）したいので、調査研究委託契約書第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

１　調査研究を中止（廃止）する理由

２　調査研究を中止（廃止）するときの事業遂行状況

　(1)　調査研究事業の遂行状況

　(2)　事業経費の支出状況（令和　　年　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 委託費（A） | 概算払額（B） | 支出額（C） | （A）－（C） | （B）－（C） |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

別記様式第13号（[第3章第10関係](#第３章第１０)）

**令和　年度　調査研究委託事業計画変更承認申請書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付けをもって調査研究委託契約を締結した令和　年度（調査研究課題名　　　　　　　）について、下記により実施計画の変更をしたいので、調査研究委託契約書第11条第1項に基づき承認申請いたします。

記

１　実施計画変更の理由及び変更事項の要点

２　変更する調査研究実施計画書

　　（注）申請書に添付した同実施計画書の様式により記載し、経費区分については、下記区分によること。

　(1)　収入の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 変更前 | 変更後 | 差引 |
|  | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |

　(2)　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 変更前 | 変更後 |
| 予算額(A) | 委託費 | 概算払額(B) | 支出額 | 予算額(B) | 差引(A)－(B) |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

 　　（注）支出額は、令和　　年　　月　　日現在のものである。

別記様式第14号（[第3章第11関係](#第３章第１１)）

**令和　年度　調査研究委託事業実績報告書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　令和　年　月　日付けをもって調査研究委託契約を締結した令和　年度（調査研究課題名　　　　　　　　）については、令和　年　月　日をもって終了したので、調査研究委託契約書第6条に基づき、下記のとおり実績を報告します。

なお、調査研究委託契約書第４条第１項の規定により委託費　　　　　千円を交付されたく請求いたします。

記

１　調査研究報告書（調査研究成果及び調査研究実施計画（達成目標）との比較検討結果）

　　　　別添のとおり

　　　（注）　当該調査研究報告書は別添資料とし、調査研究の成果を整理の上、取りまとめること（図表及び写真を含める。）。

２　調査研究結果を企業化又は適用した場合の効果（技術的、経済的効果）

３　企業化の見通し（産業財産権を申請する意思の有無とその理由を含む。）

４　支出した経費を証する書類

　　　　別添のとおり

（注）　購入したものは領収書又は請求書の写し、自家製造のものは原価計算書及びこれを証するもの等を添付すること。

５　収支精算

　(1)　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 精算額 | 予算額 | 差引増減 | 備　　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |

　(2)　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 精算額(A) | 予算額(B) | 委託費 | (A)－(B） |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |

６　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名

別記様式第15号（[第3章第12関係](#第３章第１２)）

**令和　年度　調査研究委託事業概算払請求書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　理事長　　○　○　○　○　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和　年　月　日付け　リース協　第　　号をもって委託の決定の通知のあった下記調査研究委託事業については、調査研究委託契約書第4条第2項の規定により、委託決定された委託費の額　　　千円の　　％相当額　　　千円の概算払交付を請求します。

記

１　事業名

２　委託事業に要する経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 委託事業に要する経費 | 委託費 | 自己資金 | 借入金 | その他 | 備考 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

３　概算払を必要とする理由

４　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名

別記様式第16号（[第3章第14の2関係](#第３章第１４)）

**調査研究収益状況報告書**

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

　　理事長　　○　○　○　○　　殿

所在地（郵便番号、電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者の部署名、氏名

　令和　　年度の収益状況について、相当の収益が生じたので、調査研究委託契約書第15条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　調査研究課題名

２　委託事業年度　　　　　　　　　　　令和　　年度　～令和　　年度

３　今回報告する収益状況の期間　　　　年　月　日～　　　年　月　日

４　委託事業の成果に基づき取得した産業財産権（出願中を含む。）の名称及びその譲渡又は実施権の設定の有無

|  |  |
| --- | --- |
| 産業財産権（出願中を含む。）の名称（ないときは、「なし」と記入） | 左記産業財産権の譲渡又は実施権の設定の有無 |
|  | ○あり　　　○なし |

５　委託事業の成果の実用化・商品化（試作品又は製品の販売又は貸付け）の有無

　　　　　　　　○あり　　　　　　　　　　　　○なし

６　産業財産権（出願中を含む。）の譲渡又は実施権の設定、実用化・商品化（試作品又は製品の販売又は貸付け）による収入・収益額及び収益納付する金額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 収入、収益及び収益納付する金額 |
| （１）当該事業に係る産業財産権の譲渡又は実施権の設定による収益等 | ・収入額　　　　　　　　　　　円・収益額　　　　　　　　　　　円・収益納付する金額　　　　　　円【収益納付する金額の積算根拠】 |
| （２）事業成果の実用化・商品化（試作品又は製品の販売又は貸付け）による収益等 | ・収入額　　　　　　　　　　　円・収益額　　　　　　　　　　　円・収益納付する金額　　　　　　円【収益納付する金額の積算根拠】 |
| 計 | ・収入額　　　　　　　　　　　円・収益額　　　　　　　　　　　円・収益納付する金額　　　　　　円 |

７　添付書類

 （１） 営業報告書等

 （２） 収益納付する金額の算出根拠となる資料（製品の生産及び販売、貸付等の実績書等）を添付すること。

　　　附　則　〔平成２５年４月１日平成２５年リース協畜第１３号〕

１　この業務方法書実施要領の改正は、財団法人畜産近代化リース協会業務方法書の変更の施行の日（平成２５年４月１０日）から施行する。

２　この業務方法書実施要領の改正の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された貸付契約（以下「施行日前貸付契約」という。）の変更及び解約の手続については、改正後の第１章第１４及び第１５の規定によるものとし、施行日前貸付契約に係る貸付期間終了後の施設の譲渡等については、同章第１６の規定を準用するものとする。

３　施行日前に助成金が交付された助成事業及び施行日前に締結された調査研究の委託契約に係る事項については、この業務方法書実施要領の改正前の規定の例によるものとする。

　　　附　則　〔平成２６年１月２４日平成２５年リース協畜第３９６号〕

１　この改正は、平成２６年２月３日から施行する。

２　改正後の第７の２の規定は、平成２６年４月１日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用するものとし、同日前に締結する貸付契約に係る貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　〔平成２８年３月１６日平成２７年リース協畜第４７４号〕

この業務方法書実施要領の改正は、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書の変更の施行の日（平成２８年４月１日）から施行し、改正後の規定は、平成２８年４月１日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

附　則　〔平成２９年２月２０日平成２８年リース協畜第４５９号〕

　この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　〔平成３０年３月６日平成２９年リース協畜第５６１号〕

　この改正は、平成３０年４月１日から施行する。